

千葉県建設リサイクル実施要領の制定について（概要）

県土整備部技術管理課
建設リサイクル推進室

1 制定の理由

千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月30日告示）の一部改正に伴い、必要な事項について実施要領を定める必要があるため

2 実施要領の主な内容

（1）対象建設工事の届出等（第2条、第3条、第4条）

- ・吹付け石綿その他の有害物質が関係法令に基づき適正に調査・除去されるよう、分別解体等の計画等の様式を具体的にした
- ・建設発生木材について、不適正処理の防止を図るため、再資源化等に係る契約書の写し等の添付を求める
- ・対象建設工事が届出後に取止めになった場合の報告書の様式を定めた

（2）届出・通知済みシールの交付等（第5条）

無届出工事の抑止、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的として、届出（通知）済シールの標識への貼付を求める

（3）発注者への説明事項等（第6条）

受注者（元請業者）が、契約前に対象建設工事の届出等について発注者に対し行う説明及び下請業者に対し行う告知の際に、有害物質等の適正調査・除去などを記載した書面の交付を求める

（4）適正な実施を確保するための必要な措置（第7条、第8条、第9条、第10条）

助言又は勧告、命令を行う場合の処理方針について必要な事項を定めた

3 施行日

平成24年 4月 1日